

会議結果報告書

会議の名称	平成 27 年度第 2 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 27 年 9 月 30 日（水）14：00～16：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5 名/7 名中	菊地秀一、齋藤寛子、品川ひろみ、前田元照、松本直子 （敬称略）
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 部会の運営について	【事務局の説明内容】 ①あらかじめ部会長の指名する委員について（案） ○資料 1－1 に基づき説明 ・札幌市子ども・子育て会議条例（以下、「会議条例」という。）第 9 条の規定により、部会長に事故があるとき等の場合において、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。 ・品川部会長からの指名により職務を代理する委員として、山田暁子委員にお願いしたい。 ②認可・確認部会の運営について（案） ○資料 1－2 に基づき説明 ・会議の運営については、会議条例により定められているところであるが、認可・確認部会の円滑な議事運営の為、会議の公開や傍聴等に関して、部会長の権限を定めるもの。 ・札幌市子ども・子育て会議の全体会議も含め、札幌市が置く附属機関の会議は、札幌市情報公開条例に基づき公開するものとされているところであるが、その会議における審議の内容が「認可等の審議」に関するものであり、会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合は、非公開とすることが認められている。 ・これを踏まえ、部会の審議は原則公開であるが、認可等の審議を行う時などにおいて、部会長は会議の全部又は一部を非公開とすることができることとする。 ・同様の趣旨により、部会長は会議結果報告書等の全部または一部を非公開とすることができること、会議の傍聴に関するルールについて定めるもの。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。

	【審議結果】 「あらかじめ部会長の指名する委員について」は、品川部会長が指名した山田暁子委員が務めることを、部会出席委員が承認した。 「認可・確認部会の運営について」は、事務局提案どおりとすることを部会出席委員全員が承認した。
2. 利用定員の設定について	【事務局の説明内容】 ○資料2に基づき説明 ・利用定員を新たに設定する施設は、保育所が8園、幼稚園が14園、幼稚園型認定こども園が4園、幼保連携型認定こども園が6園である。 ・設定する予定の利用定員は、各園の意向を基に設定しており、概ね各園の利用状況に合わせた設定となっている。 ・利用定員の設定については、「新・さっぽろ子ども未来プラン」に盛り込んでいる教育・保育施設の需給計画に沿ったものとなっているのか、という観点が必要。 ・今回ご審議いただく案件を全てご承認いただいても、全ての区において目標年次である平成30年4月時点の計画上の供給量には達していない部分がある。 ・特定の年齢だけを増減することが難しいことを考えると、これからご審議いただく保育所等の整備案件を含めた、今回の利用定員の設定については、計画の範囲内であり、妥当なものと判断している。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。 【審議結果】 各施設等の利用定員の設定について、部会出席委員全員が承認した。
3. 保育所の整備計画及び認可について (審議内容非公開)	賃貸物件を活用した保育所の整備費補助事業及び自主整備事業における事業者からの整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、整備計画通りに進捗することを札幌市において確認すること、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを部会出席委員全員が承認した。 なお、予備審査結果が同点であった西区の補助整備2件については、審議の結果、満場一致で（仮称）札幌宮の沢雲母保育園の整備計画を承認した。
4. 幼保連携型認定こども園の整備計画及び認可について (審議内容非公開)	幼保連携型認定こども園の審査基準が適正なものであること、また、事業者からの整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、設置認可申請時点において事業計画通りになっており、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可

	することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを、部会出席委員全員が承認した。
5. 幼保連携型認定こども園の個別審査基準案について	【事務局の説明内容】 ○資料5－1及び5－2に基づき説明 ・幼保連携型認定こども園の個別審査基準案については、前回（平成 27 年 5 月 7 日）開催の認可・確認部会において、個別審査基準の原案をお諮りしたところであるが、委員より「児童の安全や危機管理、保育の質などのソフト面の審査項目も追加するべき」とのご指摘を頂戴したところである。これを受け、ソフト面の審査項目を追加した修正案について、改めてお諮りするもの。 ・修正案の考え方は、資料に記載しているとおり、審査に当たっては、「①計画段階で評価できること」、「②書面で審査できること」、「③主観で評価が変わらないこと」を基本方針としている。 ・それを踏まえて、修正案の構成を示している。5 月の原案と同様に、1 から 4 の項目が「認可すべきか否か」を選定する共通審査基準、5 から 7 の項目が「補助対象とするか否か」を選定する施設整備審査基準となっている。このうち、ご指摘をいただいていた児童の安全・保育の質に関する内容は、「認可すべきか否か」を判断する要素であることから、「4 運営」の項目に加えることで審査したいと考えている。 ・5 月の原案では、「子育て支援事業の実施」と「食事の提供」の 2 項目について、それぞれ 10 点で計 20 点の配点としていたところ、それぞれ 6 点ずつ、併せて 12 点に引き下げ、残りの 8 点分を保育の質等に関する配点とするものである。 ・新たに加える審査項目は 4 項目であり、項目の選定に当たっては、認可するかしないかの判断材料であることから、可能な限り条例に根拠があるもので、保育の質の確保につながるものを選定した。 ・③の園長予定者の資格要件については、法令で定める原則、つまり保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有し、5 年以上の実務経験がある場合は満点の 2 点、原則によらない特例適用の場合は 1 点、園長が未定の場合は 0 点としている。審査にあたっては、園長予定者の資格証の写しや履歴書などを提出させることで確認する。 ・④の努力義務の職員配置については、副園長か教頭を置く場合は 1 点追加、養護教諭などを置く場合は 1 点追加とし、それぞれの職員を置く場合は満点の 2 点となる。こちらも、予定者の履歴書などで審査を行う。 ・⑤の虐待対策と危機管理の取組については、虐待対策のマニュアルが整備されていれば 1 点追加、災害対策・事故防止のマニュアルが整備されていれば 1 点追加としている。これは、マニュアルを提出させることで審査する。 ・⑥の事業内容の自己評価と改善の取組については、第三者評価を実施し、

	その結果を公表する場合は２点満点、第三者評価を実施しても公表しない場合や、自己評価を公表する場合は１点としている。これは、評価実施の計画書や誓約書の提出などで審査したいと考えている。 これらの審査項目を加えた個別審査基準の修正案は、資料５－２のとおり。 【委員からの質問と事務局の回答】 ○【委員質問】第三者評価を審査項目に入れているが、これは毎年実施することを求めているのか。第三者評価を受けるには高額な費用が発生するし、公定価格における第三者評価受審加算は５年に１度しか受けられないが。 【事務局回答】受審頻度については、いただいたご意見を踏まえ、検討したうえで決定したい。 【審議結果】 幼保連携型認定こども園に係る個別審査基準については、事務局提案どおりで部会出席委員全員が承認した。
６．地域型保育事業の個別審査基準案について	【事務局の説明内容】 ○資料６に基づき説明 - 一番左の欄、「審査事項」とあるのは、地域型保育事業を認可する上で満たさなければならない基準であり、その右の欄が説明となっている。 ２ページ目の「審査事項」の５から７は、札幌市からの補助金を受けて整備を行う場合に、補助金を受けるために満たしていなければならない基準、その右の欄が、その説明になっている。 - 表の真ん中の欄にあるのが「個別審査基準」で、７つの審査事項のそれぞれに対応するものとなっており、いくつかの項目に分かれ、点数が配分されており、事業者からの申請の内容に応じて、点数をつけることになる。 １ページ目の審査事項の１から４までは全ての事業者に適用するもので、２ページ目の５から７については補助金を受けて整備を行う事業者にのみ適用するものである。 - 最上段にある「事業の種類」について、配点がアスタリスクになっており点数の配分を行っていない。これは、地域型保育事業にはいくつかの類型があり、複数の案件を審査する上で、保育の質が最も高い小規模保育事業Ａ型から順番に事業種別ごとに選考を行っていくことを表しているものである。 - 審査事項の「１ 事業計画との整合性」と「２ 事業者の適格性」について配点を多くしているが、札幌市として必要な事業を必要な地域に設置すること、これが１に該当し、また、小規模な事業であるからこそ、

	しっかりした経営基盤を持つ法人等が行うことが重要であること、これが2に該当する。これにより、安定した事業運営の担保、また良質な保育の提供ができると判断したためである。 ・審査事項の「4 運営」については、幼保連携型認定こども園の審査基準でご議論いただいたとおり、児童の安全や危機管理など、ソフト面の項目を設けているほか、地域型保育事業者に求められる連携施設についての項目も加えている。 ・なお、5から7の項目については、先ほどの幼保連携型認定こども園の審査基準と同様の項目となっている。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。 【審議結果】 地域型保育事業に係る個別審査基準については、事務局提案どおりで部会出席委員全員が承認した。
7. 児童福祉法施行条例の改正について（報告事項）	【事務局の説明内容】 ○資料7に基づき説明 ・第3回定例市議会において、保育所等の設備及び運営の基準について定めた、札幌市児童福祉法施行条例の改正を行う予定である。 ・改正内容は、小学校就学前までの保育を行わない保育所、いわゆる乳児園などの受入年齢限定保育所に対して、小規模保育事業などと同様に、その保育所を卒園した後の受入先を連携施設として確保することを義務付けする旨の規定を新たに設けるもの。 ・改正の理由は、受入年齢限定保育所に対しては、卒園後の受入先を確保することを義務付けていないことから、その後の入所施設が決まらず、継続的な保育の提供が行われない可能性がある。一方で、満3歳までの保育の利用が原則とされている小規模保育事業などについては、条例にて卒園後の受け皿となる連携施設の確保を義務付けしていることを踏まえると、受入年齢限定保育所についても、同様に連携施設の確保を義務付けすることにより、継続的な保育の提供を担保すべきであると判断したためである。 ・施行時期は、事業者への周知や連携施設確保のために事務手続き等を要することが考えられることから平成28年4月1日としている。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。
8. 伏古かしわ保育園の増改築整備事業の中止	【事務局の説明内容】 ○配布資料はなし

について（報告事項）	・前回開催の認可・確認部会におきまして、東区伏古4条4丁目にある「伏古かしわ保育園」の増改築についての整備計画をご承認いただいたところである。 ・しかしながら、その後、園を運営する社会福祉法人札幌友愛福祉会において本体工事の入札を行ったものの、資材高騰などの理由により、2度にわたって入札不調となり、年度内の竣工が不可能となったことから、8月20日に整備を断念したい旨の申出があった。 ・設計変更や資金計画の変更も含め、工事継続について検討したが、実施可能な代替案がなかったことから、やむなく整備中止となったものである。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。
-------------------	--